

熱中症予防対策の実施状況について

参考資料

H23.6.30
東京電力株式会社

熱中症予防対策の実施計画については、7月から本格運用する予定で進めている。
実施計画概要と現在の実施状況は下表の通り。

項目	具体的実施事項例（【】内は実施時期）
(1) 作業環境管理	<ul style="list-style-type: none">■「熱中症管理者」の配備【7/1～】■WBGT熱ストレス指数の基準値表に基づくアクションの策定（作業の中断、作業時間短縮・変更、休憩の取得等）【7/1～】■休憩所の整備【4/22～順次運用中】■休憩所の環境管理（定期的な空間線量率の測定、局所排風機等設備の整備）【4/22～順次運用中】
(2) 作業管理	<ul style="list-style-type: none">■7月、8月の14時から17時の炎天下における作業の原則禁止。（やむを得ず行う場合には、冷却効果の高い衣類等の着用、休憩を義務付け）【7/1～】■熱に順化されていない労働者への配慮（作業時間や休憩頻度、作業強度の調整等）【7/1～】■熱中症管理者によるチェック表の再確認による労働者の体調管理【7/1～】■作業前後の水分及び塩分摂取の指導【5月より実施中】■熱中症の恐れのある作業を行う労働者に対するクールベスト等着用指導【5月より実施中】■熱中症管理者によるチェック表の管理【7/1～】

WBGT熱ストレス指数の基準値表

日本工業規格Z8504(人間工学 - WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価 - 暑熱環境)附属書Aに掲載。

項目	具体的実施事項例（【 】内は実施時期）
<p>（３）健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■熱中症の恐れのある作業に従事する労働者に対する、作業開始前の睡眠状況、朝食の摂取、前日の飲酒、発熱や下痢等の体調等のチェック表による管理【7/1～】 ■熱中症の恐れのある作業を行う労働者に対して、既往症がある場合の上司との面談の励行【7/1～】
<p>（４）労働衛生教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■熱中症管理者に対する教育：熱中症のリスクの把握・評価、作業時間、休憩の頻度・時間の設定、緊急時の措置等【6月中旬より実施中】 ■労働者に対する教育：熱中症の症状、予防方法、緊急時の措置等【6月中旬より実施中】 ■傷病者が発生した場合の措置の休憩施設等への掲示等による周知【7/1～】
<p>（５）救急処置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■医師等への連絡，医務室等へ搬送，身体の冷却方法等の応急処置，病院等への搬送の手順等の作成【7/1～】 ■メール，イントラネット，掲示物等を利用した関係者への周知【7/1～】
<p>（６）協力会社への指導・支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■上記（１）～（５）の当社実施計画の各元請企業に対する説明の実施と各社の熱中症予防の実施計画提出の要請【6月下旬に周知済、実施は7/1～】 ■元請からの労働衛生教育の実施や休憩施設の利用についての要望の聞き取りと対応【3月より継続実施中】